

目次

折込表

- 〈令和5年分〉年末調整作業手順・チェックポイント
- 早見表による控除額の求め方の例示
- 令和5年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表
- 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の料額(率)表

○本年の源泉徴収等に関する改正点 ……………3

■令和5年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	…12
■令和5年分の所得税額の速算表	……………21
■令和5年分の年末調整のための所得税額の速算表	……………22
■令和5年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の早見表	……………25
■年齢早見表(令和5年用)	……………26
〈参考〉	
・給与の税額計算で月額表等を使用する場合の「扶養親族等の数」の求め方の例示	……………27
・(令和5年分)給与所得の源泉徴収税額表・月額表	……………28
・(令和5年分)給与所得の源泉徴収税額表・日額表	……………36
・(令和5年分)賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	……………44
・(令和5年分)源泉徴収のための退職所得控除額の表	……………46
・(令和5年分)退職所得の源泉徴収税額の速算表	……………47
・(令和5年分)退職所得に係る住民税の特別徴収税額	……………48

第1部 年末調整の仕方

■第1 年末調整に当たっての心得	……………49
1 年末調整を行う理由	……………49
2 年末調整の実施時期	……………52
3 年末調整の対象となる人とならない人	……………53
4 年末調整に必要な税額表、用紙類の準備	……………58
5 年末調整手続の電子化	……………60
6 年末調整の事務手順	……………61
■第2 年税額の計算のための準備	……………62
1 所得金額調整控除額の計算	……………62
2 諸控除額の確認	……………63
(1) 生命保険料控除額の確認	……………64
(2) 地震保険料控除額の確認	……………77
(3) 社会保険料控除額の集計と確認	……………84
(4) 小規模企業共済等掛金控除額の集計と確認	……………89
(5) 配偶者控除額又は配偶者特別控除額の確認	……………92
(6) 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族などの確認	……………100
(7) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の確認	……………120
3 本年分の給与の金額と徴収税額の集計	……………150
■第3 年税額の計算方法	……………157
■第4 過不足額の精算	……………159
1 過納額の精算方法	……………160
2 不足額の精算方法	……………165
3 年末調整をやり直す場合の税額の精算方法	……………167
■第5 年末調整の計算例	……………173
① 源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族が2人いる人の場合	……………174
② 独身者の場合	……………176
③ 申告による社会保険料(国民年金保険料)がある人の場合	……………178
④ 扶養親族の中に同居特別障害者がいる人の場合	……………180

改正点 …… 3

給与所得金額の算出表 …… 12

諸控除額の確認 …… 63

精算 ……159

計算例 ……173

機 械 算 ……214

法 定 書 ……242

実 務 答 ……282

5	給与の金額が比較的高額で老人扶養親族がいる人の場合	182
6	配偶者に内職収入がある人の場合	184
7	寡婦に該当する人の場合	186
8	「ひとり親」に該当する人の場合	188
9	賞与で年末調整を行い、後で支払う給与の支払額が見積額と異なった人の場合	190
10	年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける人の場合	192
11	中途就職者（前職の給与あり）の場合	194
12	給与の総額が2,000万円を超える人の場合	196
13	年末調整後に障害者控除の適用を受ける場合	198
14	年末調整後に給与の追加払を受けた人（同居老親等のいる人）の場合	200
15	年末調整後に給与の追加払を受けた人（独身者）の場合	202
16	年の中で退職した人（パート）の場合	204
17	年の中で死亡した人の場合	206
18	年の中で出国して非居住者となった人の場合	208
19	年の中で帰国して居住者となった人の場合	210
20	不足額について徴収繰延べを受ける人の場合	212

■第6 機械計算による年末調整のための

年税額の計算方法	214
1 機械計算による年末調整の概要	214
2 給与の総額の整理（年調給与額の求め方）	215
3 給与所得控除後の給与等の金額の計算	216
4 所得控除額の計算	218
5 課税給与所得金額の計算	221
6 年調年税額の計算	222
7 機械計算による年末調整の計算例	223
◎（令和5年分）電子計算機等を使用して 源泉徴収税額を計算する方法の特例	225

■第7 年末調整終了後の事務

1 不足額の納付	232
2 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）の作成及び提出	233

第2部 1月の源泉徴収事務

■第1 扶養控除等申告書の取りまとめ

■第2 源泉徴収簿の作成

■第3 法定調書の作成及び提出

1 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書（個人別明細書））	242
2 退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）	258
3 公的年金等の源泉徴収票	262
4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	265
5 不動産の使用料等の支払調書	270
6 法定調書合計表及び給与支払報告書（総括表）	273
7 光ディスク等による支払調書等の提出	280
8 源泉徴収票等の電子交付	281

1 はじめての人にもよくわかる年末調整実務問答	282
2 給与の支払を受ける人の確定申告	322
3 賞与に対する源泉徴収税額の計算方法	330
4 住民税の特別徴収	336

（注）本書は、令和5年9月1日現在の法令によっています。

■ 本年の源泉徴収等に関する改正点

令和5年度税制改正法案（所得税法等の一部を改正する法律案）は、令和5年3月28日に可決・成立し、3月31日に公布されました。

この改正のうち源泉所得税関係については、次のような改正が行われています。

なお、本改正点の末尾に令和4年度以前の税制改正により令和5年以後適用される主なものを掲げましたので、参考にしてください。

1 NISA制度の見直し

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置が講じられました。

- (1) 非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間が令和5年12月31日までとされました。
- (2) NISA制度について、次のとおり抜本的拡充が行われました。この改正は、令和6年1月1日から適用されます。
 - ① 非課税保有期間が無期限とされるとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とされました。
 - ② 一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」といいます。）については、年間投資上限額が120万円に拡充されました。
 - ③ 上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けるとともに、「つみたて投資枠」との併用を認めることとされました。
 - ④ 非課税保有限度額が新たに1,800万円に設定され、「成長投資枠」については、その内数として1,200万円とされました。

【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	制限なし（無期限化）		同左
非課税保有限度額 （総枠）	1,800万円 ※薄価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		
	1,200万円（内数）		
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 （商品性について内閣総理大臣が 告示で定める要件を満たしたものに限る）		上場株式・公募株式投資信託等 ※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点 から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な 方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

（財務省資料より）

2 ジュニアNISA制度の見直し

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）について、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定がある場合には、原則として当該非課税管理勘定に係る上場株式等は当該継続管理勘定に移管されることとされました。

この場合において、同日に当該上場株式等を当該継続管理勘定に移管しないときは、当該継続管理勘定を設けた未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その旨その他の事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を含みます。）をしなければならないこととされました。

3 ストックオプション税制の税制適格要件の緩和

特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）について、適用対象となる新株予約権に係る契約の要件のうち当該新株予約権の行使はその付与決議の日後10年を経過する日までの間に行うこととの要件を、一定の株式会社が付与する新株予約権については、当該新株予約権の行使はその付与決議の日後15年を経過する日までの間に行うこととされました。

この改正は、令和5年4月1日以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる一定の新株予約権について適用されます。

（注）上記の「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件を満たすものをいいます。

税額表等目次

- ・ 令和5年分の年末調整等のための給与所得控除後の
給与等の金額の表 12
 - ・ 令和5年分の所得税額の速算表 21
 - ・ 令和5年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の
合計額の早見表 折込表2
 - ・ 令和5年分の年末調整のための所得税額の速算表 22
 - ・ 控除額一覧 24
 - ・ 令和5年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の早見表 ... 25
 - ・ 令和5年分の公的年金等に係る雑所得の計算表 25
 - ・ 年齢早見表（令和5年用） 26
 - ・ (参考) 給与の税額計算で月額表等を使用する場合の
「扶養親族等の数」の求め方の例示 27
-
- ・ (令和5年分) 給与所得の源泉徴収税額表・月額表 28
 - ・ (令和5年分) 給与所得の源泉徴収税額表・日額表 36
 - ・ (令和5年分) 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 44
 - ・ (令和5年分) 源泉徴収のための退職所得控除額の表 46
 - ・ (令和5年分) 退職所得の源泉徴収税額の速算表 47
 - ・ (令和5年分) 退職所得に係る住民税の特別徴収税額 48
 - ・ (令和5年分) 電子計算機等を使用して源泉徴収税額を
計算する方法の特例 225
-
- ・ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の料額(率)表 ... 折込表3~7
 - ・ 厚生年金保険標準報酬月額保険料額表
 - ・ 健康保険料率早見表
 - ・ 雇用保険率（労働保険の一般保険料額表）
 - ・ 印紙保険料額表（日雇労働者雇用保険料額表）
 - ・ 健康保険標準報酬月額保険料額表

給与所得金額の算出表

令和5年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表

～1,771,999円		1,772,000円～1,971,999円		1,972,000円～2,171,999円	
給与等の金額	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額	給与所得控除後の給与等の金額
から～まで		から～まで		から～まで	
円 550,999まで	円 0	円 1,772,000～1,775,999	円 1,163,200	円 1,972,000～1,975,999	円 1,300,400
		1,776,000～1,779,999	1,165,600	1,976,000～1,979,999	1,303,200
		1,780,000～1,783,999	1,168,000	1,980,000～1,983,999	1,306,000
		1,784,000～1,787,999	1,170,400	1,984,000～1,987,999	1,308,800
		1,788,000～1,791,999	1,172,800	1,988,000～1,991,999	1,311,600
551,000～1,618,999	給与等の金額から550,000円を控除した金額	1,792,000～1,795,999	1,175,200	1,992,000～1,995,999	1,314,400
		1,796,000～1,799,999	1,177,600	1,996,000～1,999,999	1,317,200
		1,800,000～1,803,999	1,180,000	2,000,000～2,003,999	1,320,000
		1,804,000～1,807,999	1,182,800	2,004,000～2,007,999	1,322,800
		1,808,000～1,811,999	1,185,600	2,008,000～2,011,999	1,325,600
1,619,000～1,619,999	1,069,000	1,812,000～1,815,999	1,188,400	2,012,000～2,015,999	1,328,400
1,620,000～1,621,999	1,070,000	1,816,000～1,819,999	1,191,200	2,016,000～2,019,999	1,331,200
1,622,000～1,623,999	1,072,000	1,820,000～1,823,999	1,194,000	2,020,000～2,023,999	1,334,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000	1,824,000～1,827,999	1,196,800	2,024,000～2,027,999	1,336,800
1,628,000～1,631,999	1,076,800	1,828,000～1,831,999	1,199,600	2,028,000～2,031,999	1,339,600
1,632,000～1,635,999	1,079,200	1,832,000～1,835,999	1,202,400	2,032,000～2,035,999	1,342,400
1,636,000～1,639,999	1,081,600	1,836,000～1,839,999	1,205,200	2,036,000～2,039,999	1,345,200
1,640,000～1,643,999	1,084,000	1,840,000～1,843,999	1,208,000	2,040,000～2,043,999	1,348,000
1,644,000～1,647,999	1,086,400	1,844,000～1,847,999	1,210,800	2,044,000～2,047,999	1,350,800
1,648,000～1,651,999	1,088,800	1,848,000～1,851,999	1,213,600	2,048,000～2,051,999	1,353,600
1,652,000～1,655,999	1,091,200	1,852,000～1,855,999	1,216,400	2,052,000～2,055,999	1,356,400
1,656,000～1,659,999	1,093,600	1,856,000～1,859,999	1,219,200	2,056,000～2,059,999	1,359,200
1,660,000～1,663,999	1,096,000	1,860,000～1,863,999	1,222,000	2,060,000～2,063,999	1,362,000
1,664,000～1,667,999	1,098,400	1,864,000～1,867,999	1,224,800	2,064,000～2,067,999	1,364,800
1,668,000～1,671,999	1,100,800	1,868,000～1,871,999	1,227,600	2,068,000～2,071,999	1,367,600
1,672,000～1,675,999	1,103,200	1,872,000～1,875,999	1,230,400	2,072,000～2,075,999	1,370,400
1,676,000～1,679,999	1,105,600	1,876,000～1,879,999	1,233,200	2,076,000～2,079,999	1,373,200
1,680,000～1,683,999	1,108,000	1,880,000～1,883,999	1,236,000	2,080,000～2,083,999	1,376,000
1,684,000～1,687,999	1,110,400	1,884,000～1,887,999	1,238,800	2,084,000～2,087,999	1,378,800
1,688,000～1,691,999	1,112,800	1,888,000～1,891,999	1,241,600	2,088,000～2,091,999	1,381,600
1,692,000～1,695,999	1,115,200	1,892,000～1,895,999	1,244,400	2,092,000～2,095,999	1,384,400
1,696,000～1,699,999	1,117,600	1,896,000～1,899,999	1,247,200	2,096,000～2,099,999	1,387,200
1,700,000～1,703,999	1,120,000	1,900,000～1,903,999	1,250,000	2,100,000～2,103,999	1,390,000
1,704,000～1,707,999	1,122,400	1,904,000～1,907,999	1,252,800	2,104,000～2,107,999	1,392,800
1,708,000～1,711,999	1,124,800	1,908,000～1,911,999	1,255,600	2,108,000～2,111,999	1,395,600
1,712,000～1,715,999	1,127,200	1,912,000～1,915,999	1,258,400	2,112,000～2,115,999	1,398,400
1,716,000～1,719,999	1,129,600	1,916,000～1,919,999	1,261,200	2,116,000～2,119,999	1,401,200
1,720,000～1,723,999	1,132,000	1,920,000～1,923,999	1,264,000	2,120,000～2,123,999	1,404,000
1,724,000～1,727,999	1,134,400	1,924,000～1,927,999	1,266,800	2,124,000～2,127,999	1,406,800
1,728,000～1,731,999	1,136,800	1,928,000～1,931,999	1,269,600	2,128,000～2,131,999	1,409,600
1,732,000～1,735,999	1,139,200	1,932,000～1,935,999	1,272,400	2,132,000～2,135,999	1,412,400
1,736,000～1,739,999	1,141,600	1,936,000～1,939,999	1,275,200	2,136,000～2,139,999	1,415,200
1,740,000～1,743,999	1,144,000	1,940,000～1,943,999	1,278,000	2,140,000～2,143,999	1,418,000
1,744,000～1,747,999	1,146,400	1,944,000～1,947,999	1,280,800	2,144,000～2,147,999	1,420,800
1,748,000～1,751,999	1,148,800	1,948,000～1,951,999	1,283,600	2,148,000～2,151,999	1,423,600
1,752,000～1,755,999	1,151,200	1,952,000～1,955,999	1,286,400	2,152,000～2,155,999	1,426,400
1,756,000～1,759,999	1,153,600	1,956,000～1,959,999	1,289,200	2,156,000～2,159,999	1,429,200
1,760,000～1,763,999	1,156,000	1,960,000～1,963,999	1,292,000	2,160,000～2,163,999	1,432,000
1,764,000～1,767,999	1,158,400	1,964,000～1,967,999	1,294,800	2,164,000～2,167,999	1,434,800
1,768,000～1,771,999	1,160,800	1,968,000～1,971,999	1,297,600	2,168,000～2,171,999	1,437,600

給与所得金額の算出表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額			甲								乙
			扶養親族等の数								
以	上	未	0	1	2	3	4	5	6	7	税
円	円	満	円	円	円	円	円	円	円	円	額
	88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
	88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200
	89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200
	90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200
	91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200
	92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300
	93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,300
	94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	3,300
	95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	3,400
	96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,400
	97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,500
	98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	3,500
	99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	3,600
	101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,600
	103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	3,700
	105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	3,800
	107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	3,800
	109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0	3,900
	111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	4,000
	113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0	4,100
	115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	4,100
	117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	4,200
	119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	4,300
	121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	4,500
	123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	4,800
	125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	5,100
	127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0	5,400
	129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0	5,700
	131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0	6,000
	133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0	6,300
	135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0	6,600
	137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0	6,800
	139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0	7,100
	141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0	7,500
	143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0	7,800
	145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0	8,100
	147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0	8,400
	149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0	8,700
	151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0	9,000
	153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0	9,300
	155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	9,600
	157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	9,900
	159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	10,200
	161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	10,500
	163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	10,800
	165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	11,100

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以	上	未	満	税 額						税 額	税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2,900	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保 険料等の給 与等の金額 の3.063%に 相当する金額	0
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
2,950	3,000	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
3,000	3,050	10	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
3,050	3,100	10	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,100	3,150	15	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,150	3,200	15	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,200	3,250	20	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,250	3,300	20	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,300	3,400	25	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,400	3,500	30	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,500	3,600	35	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,600	3,700	40	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,700	3,800	45	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,800	3,900	50	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,900	4,000	55	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,000	4,100	60	5	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,100	4,200	65	10	0	0	0	0	0	0	0	160	0
4,200	4,300	70	15	0	0	0	0	0	0	0	170	0
4,300	4,400	75	20	0	0	0	0	0	0	0	190	0
4,400	4,500	80	25	0	0	0	0	0	0	0	200	0
4,500	4,600	85	30	0	0	0	0	0	0	0	220	0
4,600	4,700	85	35	0	0	0	0	0	0	0	230	0
4,700	4,800	90	35	0	0	0	0	0	0	0	260	0
4,800	4,900	90	40	0	0	0	0	0	0	0	270	0
4,900	5,000	95	40	0	0	0	0	0	0	0	280	0
5,000	5,100	100	45	0	0	0	0	0	0	0	300	0
5,100	5,200	100	50	0	0	0	0	0	0	0	310	0
5,200	5,300	105	55	0	0	0	0	0	0	0	330	0
5,300	5,400	110	55	5	0	0	0	0	0	0	340	0
5,400	5,500	110	60	5	0	0	0	0	0	0	360	0
5,500	5,600	115	65	10	0	0	0	0	0	0	370	0
5,600	5,700	120	65	15	0	0	0	0	0	0	390	0
5,700	5,800	125	70	15	0	0	0	0	0	0	400	0
5,800	5,900	125	75	20	0	0	0	0	0	0	420	0
5,900	6,000	130	75	25	0	0	0	0	0	0	440	0
6,000	6,100	135	80	30	0	0	0	0	0	0	470	0
6,100	6,200	135	85	30	0	0	0	0	0	0	510	0
6,200	6,300	140	90	35	0	0	0	0	0	0	540	0
6,300	6,400	150	90	40	0	0	0	0	0	0	580	0
6,400	6,500	150	95	40	0	0	0	0	0	0	610	0
6,500	6,600	155	100	45	0	0	0	0	0	0	650	0
6,600	6,700	160	100	50	0	0	0	0	0	0	680	0
6,700	6,800	165	105	50	0	0	0	0	0	0	710	0
6,800	6,900	165	110	55	5	0	0	0	0	0	750	0
6,900	7,000	170	110	60	5	0	0	0	0	0	780	0

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用
日雇労働者について使用

日額表

第1部 年末調整の仕方

◆ 第1 年末調整に当たっての心得 ◆

1 年末調整を行う理由

年末調整とは、本年中に支払ってきた給与について源泉徴収した税額の合計額を正当な年税額に一致させるための手続で、給与の支払者にとっては欠くことのできない重要な事務となっています。

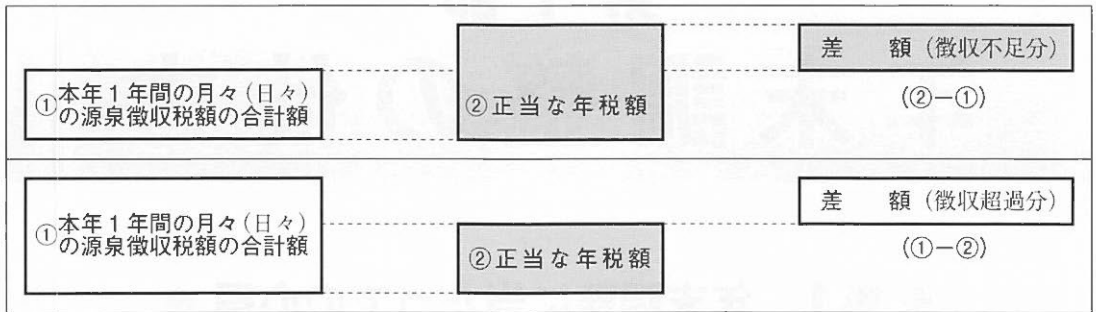
本年も、令和5年分の給与所得についての年末調整を行う時期が目前にせまってきました。

年末調整というのは、ご承知のとおり、会社や商店などの給与の支払者が、給与の支払を受ける人の各人ごとに、この1年間にわたって月々(日々)の給与の支払の際その給与について源泉徴収してきた税額を、正当な年税額に一致させるための年末における税務上の精算手続をいいます。そして、この手続は、給与の支払者にとっては、月々(日々)に支払う給与について行っている平常の源泉徴収手続とともに、欠くことができない重要な事務となっています。

給与の支払者にしてみれば、毎月(日)給与を支払うたびに、かなり面倒な手数をかけて所定の所得税を源泉徴収しているのに、なぜその上に年末調整を行わなければならないのか、という疑問をいだかれると思いますが、それは次のような理由からです。

もともと、所得税は、毎年1月1日から12月31日までの暦年を単位として課税される税金ですから、その年の所得の金額が確定した後に、所得者自身はその年1年間における所得の合計額を基にして税額を計算し、所轄の税務署に申告して納税するのが建前となっています。しかし、そのような建前とは別に、給料や賃金、賞与などの給与所得については、1年間の給与の総額が確定する前に、あらかじめ給与の支払者が、月々(日々)の給与を支払うたびに所定の源泉徴収税額表によって1年分の所得税額の一部ずつを徴収して納税する仕組みになっています。この月々(日々)源泉徴収してきた税額は月々(日々)の給与について徴収すべき税額として正当なものでも、1年間の給与の総額について課税される本来の正当な年税額に対しては一種の概算納税額にすぎないものですし、また、月々(日々)の源泉徴収の際には、生命保険料や地震保険料などの控除をしていないこともあつ

て、本年中において月々(日々)源泉徴収してきた税額の合計額と、この1年間の給与総額について課税される本来の正当な年税額とは、次の図表のように一致しないのが普通です。



この不一致の原因としては、前述のように毎月の源泉徴収税額が概算納付額であることや各種保険料の控除等があげられますが、その具体的な内容を要因別に整理すると、次表のようになります。

要 因	具 体 的 内 容
社会保険料控除等を正しく行うため	月額表や日額表などの源泉徴収税額表は、税額が求めやすいように給与などから月々差し引かれるところの社会保険料や小規模企業共済等掛金についての控除を給与所得控除を適用する前に行っていますが、年末調整では、税法に定められた順序に従って給与所得控除後の給与等の金額から社会保険料控除や小規模企業共済等掛金控除を行うこととしており、このために生ずる過納額を精算することになります。
概算で徴収した賞与の税額を是正するため	賞与などに対する源泉所得税額は、その計算の基礎をその賞与などが支払われる前月中の普通給与の金額にしていますので、たまたま前月の普通給与が少なかった場合に年税額を計算したときには不足額が生じますし、逆の場合には過納額が生じます。また、賞与に対する源泉所得税額は、1年間に普通給与の金額の5か月分に相当する金額の賞与が支給されるものとして計算して求めた割合を乗じて算出された税額ですから、普通給与の金額の5か月分を超える賞与が支給されたような場合には、年税額を計算したときに不足額が生じ、逆に5か月分未満である場合には過納額が生じますから、これらの過不足額を精算することになります。
配偶者控除額又は配偶者特別控除額を正しく控除するため	源泉徴収税額表は、源泉控除対象配偶者に該当する場合に38万円の配偶者控除又は配偶者特別控除を控除する仕組みとなっていますが、源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者で一定の要件に該当する配偶者については、控除不足となっておりますので不足額を精算することになります。
特例による扶養控除額等を正しく控除するため	一般の配偶者控除又は扶養控除に代えて適用される「老人控除対象配偶者」、「特定扶養親族」又は「老人扶養親族（同居の老親等に係る扶養控除の特例が適用される老人扶養親族を含みます。）」については、特例により控除額が割増しされていますが、月々の給与に対する税額の計算の際に使用する月額表は、通常の控除額38万円であるものとして作成されており、このために特例による割増控除額と通常の控除額との差額が一般に控除不足となっています。 年税額の計算に当たっては、これらの特例による控除額によって控除することとし、これによって生ずる過納額や不足額を精算することになります。
障害者等の控除額を正しく控除するため	障害者、同居特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の控除額は、一般の扶養控除額とは異なった額になっていますが、月々の給与に対する税額の計算の際には、これらに該当するごとに扶養親族が1人いるものとして月額表や日額表を適用するため、一般に正規の額に比し過大に控除していることになります。年税額の計算に当たっては、これらの特例による控除額によって控除することとし、これによって生ずる不足額や過納額を精算することになります。

要因	具体的内容
扶養親族等の数の異動による調整を行うため	障害者（特別障害者及び同居特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親、勤労学生、源泉控除対象配偶者（老人控除対象配偶者を含みます。）、又は控除対象扶養親族（特定扶養親族、同居老親等及び同居老親等以外の老人扶養親族を含みます。）に該当するかどうかは、月々の源泉徴収を行うときには、その給与等を支払う時の現況によって判定して控除していますが、本来、所得税法では、これらはすべてその年の12月31日の現況（死亡した者については、死亡の時の現況）によって判定した上で1年分の控除が認められることとなっていますから、年の中途でこれらに異動があったときには過納額や不足額が生ずることとなり、これらの過不足額を精算することになります。
生命保険料控除等を行うため	社会保険料のうちの国民健康保険の保険料や保険税及び国民年金の保険料や掛金、小規模企業共済等掛金のうち小規模企業共済の共済契約に基づく掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金など、生命保険料及び地震保険料等の控除額並びに給与所得者の住宅借入金等特別控除の年末調整控除額は、月々の給与について源泉徴収するときには控除しないで年末調整によって控除することとなっており、これによって生ずる過納額を精算することになります。

そこで、上記表のような不一致を修正しなければならないこととなりますが、その修正の手段として「年末調整」という手続が必要となるわけです。

この不一致は、給与の支払を受ける人が自分で所轄の税務署に対し所得税の確定申告書を提出して精算すればよいわけですが、全国に何千万人もいる給与の支払を受ける人のすべてが確定申告書を提出することは、給与の支払を受ける人の側にとっても、税務署の側にとっても大変な手数となります。また、給与の支払を受ける人の大部分は、通常、一か所の支払者からの給与のほかには所得がないか、あってもわずかな額の所得しかないのが普通ですから、給与の支払を受ける人がいちいち確定申告書を提出して精算するよりも、月々(日々)の給与について源泉徴収を行っている給与の支払者が、その源泉徴収事務の延長として、年間の給与の総額に対する正当な年税額を計算し、その正当な年税額とその年中において月々(日々)源泉徴収してきた税額の合計額との差額を還付したり徴収したりして精算した方が、より正確な納税を期待できるともいえます。このような見地から、給与の支払者は、その年最後の給与の支払をする際に、年末調整によってその差額の精算を行わなければならないとされているのです（法190）。

給与と同じように支払の際に所得税を源泉徴収することになっている配当や特定の報酬、料金などについては年末調整という手続がなく、給与だけにあるというのも、以上のような理由があるからです。

給与のほかにも所得がある人や給与の総額が高額である人などで、税務署に対し所得税の確定申告書を提出しなければならないとされている一部の特定の人を除いて、給与の支払を受ける人のほとんどは、給与の支払者が年末調整を行うことによってその年分の所得税の納税が完了することになるわけですから、あらためて税務署に対し確定申告書を提出する必要がないこととなります。また、給与の支払者は、年末調整を終えることによってその年分の源泉徴収事務のしめくりをつけることとなります。

2 年末調整の実施時期

年末調整は、通常12月中に行います。

年末調整は、本年最後の給与の支払をする時に行います。

したがって、年末調整は、一般的にいえば12月中に行うこととなります。12月中に普通の給与と給与とをそれぞれ別の日に支払う場合のように、12月中に2回以上にわたって給与の支払をする場合には、そのうちの最後の給与の支払をする時に行うこととなります。

ただし、12月中の給与の支払が、まず賞与を支払い、その後、別の日に普通の給与を支払うという順序で行われる場合には、その賞与を本年最後の給与とみて、その賞与を支払う時に年末調整を行ってもよいという実務上の取扱いが認められています（基通190-6）。

税法上でも、このように普通の給与よりも先に賞与を支払う場合に、賞与から通常の計算方法によって計算されるその賞与に対する税額だけを徴収したのでは、その後普通の給与を支払う時において行う年末調整で不足額が生ずると見込まれるときは、その賞与から通常の計算方法によって計算されるその賞与に対する税額のほかに、その賞与を支払う時において年末調整を行ったとした場合に生ずると見込まれる不足額をも、その賞与に対する税額としてあらかじめ徴収することができる旨の規定が設けられています（法186③）。

(注) 上記の税法の規定（法186③）は、賞与を支払う時に年末調整を行わないで、普通の給与を支払う時に年末調整を行う場合には、場合によっては12月分の普通の給与の手取額が、他の月の普通の給与の手取額よりも著しく減少するような事態が生ずることもあるので、このような事態が生じないようにするためにとられている措置です。したがって、その内容も年末調整による不足額と見込まれる税額とその賞与についての本来の税額との合計額を賞与の税額として徴収することができることにしているにすぎません。

これに対し、上記の取扱い（基通190-6）では、賞与を本年最後の給与とみて年末調整を行うことを認めていますので、それによって年末調整による不足額の徴収を行うことはもちろん、過納額の還付も行うことができることとなります。

ところで、賞与を本年最後の給与とみて年末調整を行う上記の取扱い（基通190-6）は、もともと、賞与から徴収する税額が、一般的にいって普通の給与に対する税額よりも高額になるため、賞与を支払ったのち普通の給与を支払う時に年末調整を行うことにしますと、年末調整による過納額が多額となって、年内に還付することができないような事態が生じるので、そのようなことにならないようにするためにとられている措置ですが、12月中に徴収した税額を翌年1月10日の納期限まで預かっている一般の会社などでは、年末調整による過納額を年内に還付することができないというようなことはまず起こりませんから、必ずしも先に支払う賞与で年末調整を行う必要はないものと思われます。このような措置を必要とするのは、給与の支払と同時に源泉徴収した税額を納めることとなっている官公庁などに限られるものと思われます。

ただ、一般の会社などであっても、普通の給与に比し著しく多額の賞与を支払うところでは、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」は、賞与が普通の給与の5か月分支払われるものとして作られており、しかも、賞与に対する税額は、前月の普通の給与をベースにして求めた算出率によって計算することとなっているため、賞与を支払う時に年末調整を行わないで、普通の給与を支払う時に年末調整を行うことにしますと、賞与に対する税額の不足額が年末調整による不足額として普通の給与にくいこ

み、それだけ普通の給与の手取額が減少することになりますので、このようなところでは、賞与を支払う時に年末調整を行うことが望ましいのではないかと思います。

年末調整は、上述のように本年最後の給与の支払をする時において行いますが、この「本年最後の給与の支払をする時」とは、給与の支払者を基準としてみるのではなく、給与の支払を受ける人の一人一人を基準としてみることとなっています。そこで、次のような人については、一般の在籍者に対する年末調整とは別に、それぞれ次の時に年末調整を行うことになります（基通190-1）。

特別な時に年末調整を要する人	年末調整を行う時
① 本年中途で死亡により退職した人	死亡の時
② 本年中途で出国して非居住者となった人 例えば、本年中途で海外支店に勤務するため出国した人のように、本年中途で非居住者（日本国内に住所も1年以上の居所もない人）となった人が、これに該当します。	出国の時
③ 本年中途で著しい心身の障害のため退職した人のうち、その退職の時期からみても本年中に再就職することが明らかに不可能と認められ、しかも、退職後本年中に給与の支払を受けない人	退職の時
④ 12月中に支払日の到来する給与の支払を受けた後に退職した人	退職の時
⑤ 11月以前に本年最後の給与の支払を受ける人（本年中途で退職した人で年末調整の対象とならない人は、除かれます。）	本年最後の給与を支払う時
⑥ 年の途中で退職したパートタイマーなどのうち、その年中の給与の総額が103万円以下で、かつ、退職後、他の勤務先等から給与等の支払を受けない人	退職の時

3 年末調整の対象となる人とならない人

(1) 年末調整の対象となる人

年末調整は、「扶養控除等申告書」を提出している人で、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人について行います。

年末調整は、本年最後の給与の支払をする時において「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額（本年の途中で就職した人で、就職前に他の支払者から支払を受けた給与を通算して年末調整を行うことになる人の場合には、その通算する給与を含めた総額）が2,000万円以下である人について行います（法190）。

（注）このように年末調整の対象となる人を「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出者に限定しているのは、この申告書は主たる給与の支払者に限って提出することができることとされ、この申告書の提出がない人は他に主たる給与の支払を受けていると考えられること、また、本年中の給与の総額が2,000万円を超える人の場合にはそのほとんどの人が、給与のほかにも他の所得があるか、又は他の支払者から給与の支払を受けていることによって毎年税務署に対し所得税の確定申告書を提出し、それによって源泉徴収された税額の精算を行っているのが通例ですので、このような人についてまでも確定申告に代わる役割をもつ年末調整を行うことは、いたずらに二重の手数をかけるだけで、実益がないと判断されるからです。

なお、本年中の給与の総額が2,000万円を超える人は、たとえ給与のほかにも他の所得が全くない場合であっても、確定申告書を提出しなければならないことになっていますから注意してください（法120、

121)。

上述のように年末調整は、本年最後の給与の支払をする時において「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人のうち、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人について行いますが、この場合、この申告書がいつ提出されたかは問いません。したがって、年末調整の対象となる人とは、本年中の給与の総額が2,000万円以下である人のうち、次のような人をいうこととなります（法190、基通190-1）。

年末調整の対象となる人		説 明
十 二 月 中 に 年 末 調 整 を 要 す る 人	① 年初から年末まで引き続き在籍している人のうち、年初から「扶養控除等申告書」を提出している人	1月 12月 「申告書」提出
	② 年初から年末まで引き続き在籍している人のうち、本年中途中で「扶養控除等申告書」を提出している人	1月 「申告書」の提出なし 9月 12月 「申告書」提出
	③ 本年中途中で就職し年末まで引き続き在籍している人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人 1 学校卒業と同時に就職した人	1月 在学中 4月 12月 「申告書」提出
	2 本年中途中で就職した人 イ 前職のない人	1月 無職 5月 12月 「申告書」提出
	ロ 前職のある人	1月 他社 5月 7月 自社 12月 「申告書」提出 退職 再就職 「申告書」提出
④ 日額表の丙欄で所得税を源泉徴収していた人（いわゆる丙欄適用者であった人）で、雇用期間の延長により本年中途中で丙欄適用者でないことになり年末まで引き続き在籍している人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人 ※ 例えば、日雇の労働者やアルバイトなどとして勤務していた人のうち、雇用期間の延長又は再雇用により継続して2か月を超えて勤務することになったため、本年中途中で丙欄適用者でないことになった人で、「扶養控除等申告書」を提出している人が、これに該当します。	3月 申告書提出不要 4月 12月 丙適用者 雇用延長 「申告書」提出	
⑤ 本年中途中で居住者となり年末まで引き続き在籍している人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人 ※ 例えば、本年中途中で外国支店から本店勤務となって帰国した人のように、本年中途中で居住者（日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上の居所を有する人）となった人のうち、「扶養控除等申告書」を提出している人が、これに該当します。	1月 非居住者 7月 居住者 12月 「申告書」提出	